

男鹿市告示第41号

男鹿市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱を次のように定める。

令和5年3月31日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市一時預かり事業（幼稚園型）実施要綱

（目的）

第1条 この告示は、就労等により一時的に家庭での保育が困難となる場合に、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定により、幼稚園及び認定こども園（以下「幼稚園等」という。）で、園児を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備し、もって子育て支援に資することを目的とする。

（実施主体）

第2条 事業の実施主体は、男鹿市とし、幼稚園等に事業の実施を委託することができるものとする。

（対象園児）

第3条 園児は、原則として事業を実施する幼稚園等に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に保育が必要なものとする。

（実施期間）

第4条 実施期間は、毎年4月1日から3月31日までとする。

（委託料）

第5条 第2条の規定により事業を委託する場合の委託料は、当該年度の子ども・子育て支援交付金交付要綱（子ども・子育て支援交付金の交付について（平成28年7月20日付府子本第474号内閣総理大臣通知）別紙）に定める基準額とする。

（委託料の請求等）

第6条 幼稚園等は、事業に係る委託料を請求する場合は、事業を実施した月の翌月10日までに、一時預かり事業（幼稚園型）委託料請求書（様式第1号）に一時預かり事業（幼稚園型）実施状況報告書（様式第2号）を添えて、市長に提出しなければならない。

（実施方法）

第7条 一時預かり保育を希望する園児の保護者は、利用日の3日前までに、男鹿市一時預かり保育（幼稚園型）利用申込書（様式第3号）を市長に提出するものとし、市長がこれを許可するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第2条の規定により事業を委託する場合は、幼稚園等において実施方法を定めるものとする。

（費用負担）

第8条 一時預かり保育料については、1時間あたり1人100円とする。なお、1ヶ月（当該月の1日から月末までの期間）の利用時間が30時間を超える場合には、1人3,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護世帯は保育料を無料とする。

3 前2項の規定にかかわらず、第2条の規定により事業を委託する場合は、幼稚園等において保育料を定めるものとする。

（費用の納付）

第9条 前条第1項に規定する保育料は、市長の指定する期日までに納入通知書により納付しなければならない。

2 預かり保育の副食費及びおやつ代については、実費額を別途納金するものとする。

(届出事項)

第10条 保護者は、次に掲げる事項に該当するときは、直ちにその旨を市長に届出しなければならない。

- (1) 預かり保育を取りやめるとき。
- (2) 園児に疾病又はその他事故があったとき。
- (3) その他園長が特に認めたとき。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 男鹿市幼稚園型一時預かり保育事業実施要綱（平成17年3月22日施行）は、廃止する。